

アレルギー疾患対策基本指針に基づく取組の全体像

厚生労働省 健康・生活衛生局
がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針 概要

前文

本指針は、アレルギー疾患対策基本法第3条に掲げる基本理念（生活環境の改善、アレルギー疾患医療の提供体制の整備、適切な情報提供等のための支援体制の整備、研究の推進やその成果の普及等）に基づき、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示すことにより、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第一.アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質の維持向上、研究の推進等のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

第二.アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

科学的根拠に基づく正しい知識の普及と、発症・重症化に関わる生活環境改善の推進

- ア：アレルギー疾患児童等の学校生活・教育支援
- イ：社会教育の場を活用した正しい理解の啓発
- ウ：母子保健事業における保健指導・受診勧奨
- エ：医療保険者等による重症化予防等の知識普及
- オ：環境基準の確保に向けた環境基本法上の施策
- カ：花粉症対策の推進
- キ：受動喫煙防止対策の推進
- ク：アレルギー物質を含む食品表示等の適正化
- ケ：最新知見に基づくアレルギー疾患情報の提供

第三.アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

居住地域や世代にかかわらず、適切な医療を受けられるよう、医療従事者への知識の普及・技能の向上、医療の質の向上の推進

- ア：医師を対象とした研修機会の確保及び支援
- イ：医療従事者養成課程における疾患教育の充実
- ウ：医療従事者の知識普及及び技能向上
- エ：専門的知識・技術を有する医療従事者等の情報提供
- オ：移行期・成人期診療を含む医療・相談支援体制の整備
- カ：拠点病院等とかかりつけ医の連携体制整備
- キ：拠点病院等による医療情報提供・研究・育成
- ク：原因物質の特定と成分同定・活用の仕組みの検討

第四.アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

発症・重症化要因、治療法の解明に向けた、疫学研究、臨床研究等の推進

- ア：疫学研究によるエビデンス蓄積と取組評価
- イ：本態解明研究による根治療法の発展・開発の推進
- ウ：臨床研究・治験と予防・診断・治療方法の開発促進
- エ：免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく研究の推進

第五.その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- ア：保健師等を対象とした研修機会の確保及び支援
- イ：養成課程における保健師等向けの疾患教育の推進
- ウ：保健師等の知識・技能向上
- エ：学校・児童福祉施設等ガイドラインの周知と研修充実
- オ：アナフィラキシー発症時に備えた学校生活管理指導標の平時共有の促進
- カ：アドレナリン自己注射薬の使用啓発の推進
- キ：治療と就労の両立支援に関する環境整備の周知
- ク：生活の質向上を目的とした相談支援事業の充実
- ケ：正しい理解のための情報アクセス（ウェブサイト等）の充実

- ア：地域特性に応じた対策と推進体制の整備
- イ：拠点病院を中心とした診療連携・情報提供体制の整備

- ア：災害を想定した平時からの連携体制構築
- イ：避難所における食物アレルギー対応の強化
- ウ：災害時の情報発信による重症化予防
- エ：災害時相談支援体制の迅速な構築 等

第二 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びに アレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

情報提供
普及啓発

取組の方針について

アレルギー疾患は有病率が高く、生活に多大な影響を及ぼす一方、情報選択が困難な現状を踏まえ、国は、国民がアレルゲン除去・回避、アレルゲン免疫療法を含む重症化予防、症状軽減など科学的根拠に基づく正しい知識を習得できるよう周知し、生活環境改善の取組を進める。

取組が必要な事項について

	項目	関係省庁	主な取組
ア	国は、アレルギー疾患を有する児童等が分け隔てなく学校生活を送り、適切な教育を受けられるよう助言指導するとともに施設利用者への啓発等で地方公共団体に協力を求める。	厚生労働省 文部科学省 こども家庭庁	○「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(令和元年度)、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(令和元年度)の周知 ○日本学校保健会アレルギー講習会の実施(年4回開催)
イ	国は、国民がアレルギー疾患の正しい理解を得ることができるよう、地域の実情等に応じ、社会教育の場を活用した啓発について地方公共団体に対して協力を求める。	厚生労働省 文部科学省	○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を設置し、地域住民への普及啓発を実施する体制を整備。(令和8年3月現在47都道府県79病院) ○社会教育施設へのアレルギー疾患に関する啓発の依頼(令和4年3月)
ウ	国は、地方公共団体に対し、市町村保健センター等の母子保健事業の機会を捉え、妊婦や乳幼児の保護者等へ保健指導や受診勧奨等の情報提供を実施するよう求める。	こども家庭庁 厚生労働省	○「授乳・離乳の支援ガイド」について、食物アレルギー予防に関する支援の内容等を充実させる等の改定を行い(平成30年度)、自治体等へ周知 ○「小児アレルギー疾患保健指導の手引き」の作成、周知(令和5年改訂)
エ	国及び地方公共団体は、医療保険者及び後期高齢者医療広域連合に対し、アレルギー疾患や重症化予防、症状軽減の適切な方法等の啓発及び知識普及施策への協力を求める。	厚生労働省 文部科学省 総務省、財務省	○「アレルギーポータル」の周知協力依頼(令和4年) ○「アレルギーポータル」の大規模リニューアルの実施(令和8年4月)
オ	国は、環境基本法に基づく施策を講ずることで、環境基準が確保されるよう努める。	環境省	○「大気汚染物質広域監視システム」等による大気汚染情報を提供 ○環境基準が定められた物質の削減に向けた検討を随時実施
カ	国は、花粉飛散状況の把握と情報提供を行うとともに、花粉飛散の軽減の軽減のため森林の適正な整備を図る。	環境省 林野庁 厚生労働省	○「花粉症対策初期集中パッケージ」に基づく、着実な実行 ○スギ・ヒノキの花粉飛散量の測定、情報提供(令和6年調査地点情報追加) ○スギ雄花花芽調査を実施し、情報提供(令和5年～)
キ	国は、地方公共団体と連携した受動喫煙防止の推進を通じ、気管支ぜん息の発症及び重症化の予防を図る。	厚生労働省	○受動喫煙対策促進事業による知識の普及、社会環境整備を推進
ク	国は、アレルギー物質を含む食品表示等の知見集積、義務・推奨表示の充実、外食・中食の情報提供を推進し、食品関連業者と地方公共団体は表示適正化等のための取組を行う。	内閣府 (食品安全委員会) 消費者庁	○特定原材料の追加(くるみ、カシューナッツ)(令和5年、8年) ○特定原材料に準ずるものの追加 (マカダミアナッツ、ピスタチオ)(令和6年、8年) ○外食・中食における情報提供の取組(令和5～7年)
ケ	国は、関係学会等と連携し、病態、検査、薬剤使用、治療方法、重症化予防や生活環境の影響等の最新知見に基づく正しい情報を、ウェブサイト整備等を通じ提供する。	厚生労働省	○政府広報オンラインに「政府の花粉症対策3本柱」を掲載(令和5年) ○「アレルギーポータル」の大規模リニューアルを実施。SNSを活用した周知(令和8年4月)

取組の方針について

国は、国民が地域や世代にかかわらずアレルギーの状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図るとともに、提供体制の地域間格差を踏まえ、医療全体の質の向上を図る。

取組が必要な事項について

	項目	関係省庁	主な取組
ア	国は、医師に最新知見に基づく適切な医療情報を提供するため、地方公共団体に講習機会の確保を、関係学会に医師等の派遣と講習充実への協力を求める。	厚生労働省	○都道府県拠点病院の設置及び地域の医療従事者に対する研修体制の整備を推進(令和8年3月現在47都道府県79病院) ○「アレルギー疾患等医療情報アップデート事業」を開始(令和8年度)
イ	国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者を育成する大学等の養成課程におけるアレルギー疾患教育について、関係学会等と検討し、内容の充実を図り推進する。	文部科学省 厚生労働省	○医学教育、歯学教育、薬学教育及び看護学教育「モデル・コア・カリキュラム」を周知、アレルギー疾患に関する教育の充実を大学関係者へ要請
ウ	国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の知識普及及び技能向上を図るため、関係学会等の認定制度取得等を通じた自己研鑽を促す施策等を検討する。	厚生労働省	○アレルギー情報センター事業によりアレルギー相談員養成研修を実施(医師、看護師、保健師、薬剤師、歯科医師、臨床検査技師、管理栄養士、保育士、養護教諭、調理師等)
エ	国は、関係学会等が公表する専門的知識・技術を有する医療従事者及び提供機関の情報を、患者や家族、医療従事者向けに提供する。	厚生労働省	○「アレルギーポータル」の大規模リニューアルを実施。(令和8年4月) ○成人食物アレルギー診療実施施設の調査・情報公開(令和7年) ○医療情報ネット「ナビイ」による医療提供機関情報の整備(令和6年運用開始)
オ	国は、アレルギー疾患を有する者が地域や世代に関わらず適切な医療や相談支援を受けられるよう、移行期・成人期診療の実態調査に努め、検討結果に基づき体制を整備する。	厚生労働省	○中心拠点病院でアレルギー疾患医療提供体制整備、拠点病院医師への研修 ○アレルギー疾患都道府県拠点病院モデル事業を実施し、地域の実情に合わせた都道府県拠点病院の役割や在り方について検討(平成30年度～令和2年度) ○厚生労働科学研究において、移行期成人期における食物アレルギー診療の確立に資する研究(令和7～9年度)
カ	国は、アレルギー疾患医療の提供体制充実のため、中心拠点病院等と都道府県拠点病院等の役割・機能及びかかりつけ医との連携体制を、検討結果に基づき整備する。		○「免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業」を実施し、診療体制の確立・普及にむけて取り組む(令和4～7年度)
キ	国は、中心拠点病院や都道府県拠点病院等の協力のもと、最新知見に基づく適切な医療情報の提供、アレルギー疾患医療研究及び医療従事者の育成等を推進する。		
ク	国は、原因物質の特定が困難な症例に対応するため、関係機関と連携した情報共有や、原因成分を効率的に同定・活用する仕組みを検討する。	厚生労働省	○中心拠点病院にて重症・難治性アレルギー疾患患者の診療等を支援する医療提供体制を整備 ○免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の中間評価を実施(令和6年度)

取組の方針について

アレルギー疾患は、根治療法の開発及び普及が十分でなく、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。諸問題の解決に向け、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく研究の推進が必要である。また、最新の科学的知見に基づく医療の現状を継続的に把握し、対策を行い、医療全体の質の向上を図る。

取組が必要な事項について

	項目	関係省庁	主な取組
ア	国は、関係学会等と連携して既存の調査等の活用や疫学研究を実施し、国の取組効果の評価及び有効な取組立案につなげる。	厚生労働省	○厚生労働科学研究において日本におけるアレルギー疾患の有病率の現状を把握する疫学研究を実施(令和4～7年度)
イ	国は、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上と疾患に起因する死亡者数減少のため、本態解明の研究を推進し、根治療法の発展及び新規開発を目指す。	厚生労働省 文部科学省	○免疫アレルギー疾患研究10か年戦略を策定(平成30年度) ○免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の中間評価を実施(令和6年度) ○AMED 免疫アレルギー疾患実用化研究事業においてアレルギーの病態解明やエビデンスの創出等に資する研究を実施 ○AMED革新的先端研究開発支援事業(AMED-CREST.PRIME)「免疫記憶の理解とその制御に資する医療シーズの創出」を、令和4年度より公募開始、令和4年度5課題、令和5年度4課題採択
ウ	国は、専門的な医療機関と臨床研究中核病院等の連携体制を整備し、質の高い臨床研究や治験、革新的な予防・診断・治療方法の開発及び病態解明研究を推進する。		
エ	国は、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究を推進する。		

アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

	項目	関係省庁	主な取組
ア	国は、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等が、アレルギー疾患への対応に関する適切な知見を得られるよう、地方公共団体に講習機会の確保を求める。	厚生労働省	○都道府県拠点病院の設置及び地域の医療従事者に対する研修体制の整備を推進(令和8年3月現在47都道府県79病院) ○アレルギー情報センター事業においてアレルギー相談員養成研修会実施 ○国立保健医療科学院におけるアレルギー疾患対策研修実施(令和4年度～)
イ	国は、大学等の養成課程において、保健師等を対象としたアレルギー疾患教育を推進する。	文部科学省 厚生労働省	○「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を策定(平成29年度)、アレルギー疾患に関する教育の充実を大学関係者へ要請 ○管理栄養士、栄養士及び調理師の職種ごとに定める教育目標等に基づいたアレルギー疾患に関する教育を推進 ○「管理栄養士国家試験出題基準」(令和5年)に「免疫・アレルギー」が追加
ウ	国は、保健師等のアレルギー疾患に係る知識及び技能の向上に資するため、関連学会等の認定制度取得等を通じた自己研鑽を促す施策等を検討する。	厚生労働省	○アレルギー情報センター事業においてアレルギー相談員養成研修会実施 ○中心拠点病院における医師研修実施
エ	国は、学校等のガイドラインを周知し実践を促すとともに、教職員等の知識習得や実践的研修の確保・充実に助言指導し、関係施設職員等への普及にも取り組む。	文部科学省 こども家庭庁 厚生労働省	○学校関係者にアレルギー対応について講習会を実施(毎年4回) ○都道府県が開催する保育士等キャリアアップ研修「食育・アレルギー対応」分野において、ガイドラインの内容を踏まえた研修を実施 ○「児童養護施設等におけるアレルギー対応に関する調査研究」の成果をもとに、自治体を通じて周知(令和7年)
オ	国は、アナフィラキシーショック時に適切な医療を受けられるよう、教育委員会等に学校生活管理指導表等の情報を医療機関、消防機関等と平時から共有するよう促す。	文部科学省 厚生労働省 消防庁	○学校関係者にアレルギー対応について講習会を実施(毎年4回開催) ○食物アレルギー疾患の児童生徒に関し、消防機関と教育機関との一層の連携について各都道府県を通じて全国の消防本部へ周知
カ	国は、アナフィラキシーショック時に必要なアドレナリン自己注射薬の保有の必要性や注射のタイミング等の使用方法について、医療従事者による啓発を促す。	厚生労働省	○都道府県拠点病院の設置、地域の医療従事者への研修体制の整備を推進
キ	国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又は家族が就労を維持できる環境整備等の施策を各事業主団体に周知する。	厚生労働省	○「免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業」を実施し、診療体制の確立・普及にむけて取り組む(令和4～7年度)
ク	国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患を有する者や家族の悩みや不安に対応し、生活の質の維持向上を図るため相談事業の充実を進める。	厚生労働省	○中心拠点病院においてアレルギー疾患に関する相談事業を開始(令和元年度)
ケ	国は、関係学会等と連携し、国民が正しい理解のための適切な情報にアクセスできるよう、ウェブサイト等を充実する。	厚生労働省	○「アレルギーポータル」の大規模リニューアル、SNSを活用した周知(令和8年)

第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

	項目	関係省庁	主な取組
ア	地方公共団体は、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じたアレルギー疾患対策を策定・実施するため、統括部署の設置又は担当者の配置に努める。	厚生労働省	
イ	地方公共団体は、協議会等を通じて地域の実情を把握し、関係者の意見を参考に、診療連携体制や情報提供等の施策を策定・実施するよう努める。	厚生労働省	○リウマチ・アレルギー特別対策事業の事業概要に、医療連絡協議会の開催、医療提供体制の整備等を追加

災害時の対応

ア	国及び地方公共団体は、平時において関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。	厚生労働省 農林水産省	○厚生労働科学研究において、「災害におけるアレルギー疾患の対応(令和4年)」、「アレルギー疾患の災害対応Q&A集(令和7年)」を作成し、地方公共団体等へ配布、アレルギーポータルに掲載 ○「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド」の作成、「家庭備蓄ポータル」の開設(平成30年度)、動画での発信等により食品の家庭備蓄について周知
イ	国と地方公共団体は、連携して、避難所における食物アレルギー対応を強化し、乳アレルギー用ミルク等の確保・分配や、被災者のニーズ把握と適切な食品提供に努める。	厚生労働省 農林水産省 内閣府 (防災)	○平時からの地方公共団体と都道府県栄養士会等との連携構築の促進のため、各都道府県衛生主管部局、日本栄養士会に事務連絡発出(令和4年) ○災害時におけるアレルギー対応食品に係るプッシュ型支援実施 ○「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等による周知
ウ	国及び地方公共団体は、災害時に関係学会等と連携し、情報発信を行うことでアナフィラキシー等の重症化予防を図る。	厚生労働省	○アレルギーポータル内に「災害時の対応」ページを作成し、情報を整理 ○厚生労働科学研究で作成した資料の周知・事務連絡を発出(令和7年)
エ	国及び地方公共団体は、災害時に関係団体と協力し、患者や家族、医療従事者向けの相談窓口を速やかに設置する。		

必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化

国は、アレルギー疾患対策を推進するため、本指針にのっとった施策に取組に必要な予算を確保し、関係府省庁間の連携強化及び施策の重点化を図る。

アレルギー疾患対策基本指針の見直し及び定期報告

国は、取組を定期的に調査及び評価し、状況変化を踏まえ少なくとも五年ごとに本指針に検討を加え、必要があれば変更し、協議会で進捗確認等を行う。